

若年成人継子が語る継親子関係の多様性 —ステップファミリーにおける継親の役割と継子の適応—

野 沢 慎 司 菊 地 真 理

1. 問題設定—ステップファミリーの子どもたちへの視線

親の離婚・再婚が子どもに与える影響に次第に社会の関心が向けられつつある。1990年代に離婚率が上昇し、その後も高水準を維持していることにもなって、親の離婚を経験する未成年子の数も増加した。厚生労働省の『人口動態統計』によれば、1年間に親の離婚を経験した未成年子の数は高度経済成長期の1960年に約7万人だったのに対し、2011年では約23万5,000人であった。1990年代後半以降、毎年20数万人の子どもが親の離婚を経験する状況が続いている（厚生労働省2013:35）。そして近年では、離婚を経て形成されるひとり親世帯、とくに母子世帯についてその貧困率の高さが指摘され、「子どもの貧困」という問題提起がなされ、親の離婚後の子どもの教育達成やウェルビーイングへの否定的な影響に対して社会の関心が向けられるようになった（阿部 2008など）。

一方、夫婦の離別や死別を経たひとり親世帯の子どもが親が再婚することで形成される場合が多いステップファミリー（stepfamily）⁽¹⁾については、継親が補充されたことで両親の揃った世帯構成が再現され、経済的困難や子どもの養育・社会化に関する機能不全が解消された家族世帯とみなされやすく、社会問題化されることは少なかった（菊地 2007）。親の再婚を経験する未成年子に関する公的な統計が見当たらない

ことも、離婚後の家族に対する社会的関心の低さを傍証している。つまり、ステップファミリーは社会的に可視化されることのないまま社会に潜在してきた家族形態だと言えるだろう（野沢ほか編 2006）。

しかし、最近になってステップファミリーの子どもたちが経験する困難にも研究関心が向けられるようになってきた。全国調査データ（NFRJ03/08）の分析からステップファミリーの子どもは初婚継続家族の子どもより高校・大学進学率が低く、親子関係の評価が相対的に低いという知見を導いた稲葉（2011）、内閣府の全国調査データの分析からステップファミリーの子どもたち（中学3年生）の四年制大学進学希望率が初婚継続世帯の子どもたちに比べて低いことを導いた余田（2013）などの研究が現れている。典型的には継母が経験する役割ストレインの高さに示されるように、ステップファミリーにおける家族形成に困難が生じやすいことは、これまでの日本におけるステップファミリーの継親や親を対象とした研究からも示唆されている（西村 2001, 菊地 2005, 野沢 2008a, Nozawa 2008, 野沢 2009, 菊地 2010）。ステップファミリーの子どもたちがライフコース上の不利を被るリスクが相対的に高いことを示す稲葉や余田の研究知見は、日本社会において離婚・再婚などの家族移行（family transition）が子どもたちにどのように経験されているかとい

う問いへの関心を惹起し、その探究のための重要な足がかりを提供している (Amato 1993参照)。

稲葉や余田の研究のように、継親子関係を含む世帯 (ステップファミリー世帯)、初婚継続世帯、両親の一方のみと子どもが同居する世帯 (ひとり親世帯) など、世帯構成の違いを「家族構造 (family structure)」という概念で捉え、それが子どもたちにかなる影響を及ぼすかを追究する研究は、米国では比較的早い時期から行われてきた。むしろステップファミリー研究の主流を成してきたと言ってよい (野沢 2008b参照)。そして、平均してみれば、(ひとり親世帯の子どもたちと同様に) ステップファミリーの子どもたちは、学業成績、心理的ウェルビーイング、問題行動などの面で、初婚継続家族世帯の子どもたちよりも相対的に劣るという知見がほぼ一貫して導かれている (van Eeden-Moorefield & Pasley 2013, Ganong & Coleman 2004, Coleman et al. 2000などのレビューを参照)。

しかし米国の家族研究者の間には、こうした研究知見の解釈の仕方に注意を促す議論もある。第一に、ステップファミリー世帯の子どもたちの適応状態と初婚継続家族世帯の子どもたちの適応状態との間に統計的に有意な差を検出する研究結果は、あたかもすべての継子たちが初婚継続家族の子どもたちよりも多くの問題を抱え、あらゆる面で劣っているかのような誤った解釈に結びつきがちであることが危惧される (Ganong & Coleman 2004: 148)。21の既存研究のメタ分析に基づいて、子どもたちのウェルビーイングに関する典型的な測度の点数分布を検討した Amato (1994) は、家族構造の効果は統計的に有意であるが分布の重なりも大きく、二人親家族の子どもたちのうちの 4 割強がステップファミリーの子どもたちの平均値よりも点数

が低いこと、逆にステップファミリーの子どもたちのうちの 4 割強は二人親家族の子どもたちの平均値より高い、と指摘する。つまり、ステップファミリー世帯に暮らしていることの否定的な効果は比較的小さく、大多数の継子たちは家族生活や学校生活にうまく適応していると指摘している。そして、家族構造変数の効果を評価する際に、統計的有意性だけでなく、効果の大きさに注目することが重要であると忠告する⁽²⁾ (Anderson & Greene 2013, van Eeden-Moorefield & Pasley 2013などの最近のレビューも参照)。

第二に、家族の「多様性」や「可変性」を「家族構造」という (均質的・固定的な印象の) 変数に縮約・還元してグループ間比較した分析の知見は、離婚・再婚が子どもの発達・教育達成などに決定的な優劣差をもたらすという解釈を経由して、社会に支配的な家族イデオロギーを再生産してしまう懸念も表明されている。Popenoe (1994) は、子どもの成育環境として内在的に社会生物学的問題を孕むステップファミリーの増加を「社会問題」とみなし、その増殖を食い止めるべきだと主張する。こうした議論の有力な根拠として列挙されているのが、子どもの教育達成や適応状態についての家族構造間比較研究である⁽³⁾。1980年代以降米国で盛んに行われたステップファミリー研究の多くが、標準的な初婚継続家族を基準とした比較によって非標準的「家族構造」の欠陥を明らかにする手法 (deficit-comparison approach) であると批判されるようになったのはこのような文脈においてである (Ganong & Coleman 2004: 16)。こうした研究は、暗黙のうちに (研究者の意図を離れて)、伝統的で標準的な初婚継続家族の正当性・自然性と非標準家族の逸脱性・問題性を強調する Popenoe (1994) のような議論に加持し、結果として非標準的家族メンバーのウェ

ルビーイングを圧迫する家族イデオロギーを補強してしまうリスクを孕んでいる。

では、そうした陥穽に足下をすくわれずに離婚・再婚後の家族を研究するにはどのようなアプローチが可能だろうか。Demo (1993) は、離婚などの家族移行経験を規範に則した出来事(選択)のひとつとみなし、その出来事に個人が適応する過程に照準する視点 (a normative-adaptive perspective) を推奨する。そして、むしろ同一の家族構造類型 (例えばステップファミリー世帯に育つ子どもたち) に含まれる多様なケースの比較からストレス源やサポート源を探索することの意義を強調する。そして、親の離婚や再婚という経験を暗黙の内にストレス源と見なしてしまうのではなく、ストレスを軽減したり、サポート源になったりする場合を想定して、親の離婚・再婚後の家族過程を比較検討することが有効だと言う。そもそも初婚継続家族世帯とステップファミリー世帯に所属する子どもの差異は、単に現時点で埋め込まれている「家族構造」の差異という以上に、親の離別(死別)や再婚という大きな家族移行への適応を(何回)経験したか否かという意味でライフイベント経験の差異であることを認識しておくことは重要である。その上で、例えば親の離婚・再婚への適応が良好に(あるいは劣悪に)なりやすい条件をグループ内の比較検討によって明らかにすることは、家族(構造)間格差の解消を目指す政策的方途を探る意味でも有用である。実際に、最近の米国のステップファミリーの子ども研究では、グループ間比較ではなく、グループ内比較の視点から適応過程に焦点をあてる研究が増加していると言われる (van Eeden-Moorefield & Pasley 2013)。

付言しておけば、家族移行への適応を十分に理解するためには、家族関係の「過程」だけでなく、「構造」面をも視野に入れ、その相互連関

を視野に入れる必要がある (Amato 1993)。ただし、親の離婚・再婚後の家族構造は、世帯メンバーの構成だけに縮約されるべきものではない。とくにステップファミリーの家族構造は、世帯構成や世帯メンバー間の関係の質が多様であるだけでなく (Ganong & Coleman 2004)、世帯の境界線を越えて拡張するネットワークという側面をもつため、その関係ネットワークの構造も多様で(ときに複雑でも)ある (Allan et al. 2011, 野沢 2011)。従来の「家族構造」概念が含意する狭義の「構造」に視野を限定せずに、親の離婚・再婚を経験した子どもたちの家族構造・過程に関するグループ内部の多様性に着目する必要がある。そして、どのような条件が子どもたちの適応過程に困難や苦痛をもたらすのか、逆にそれを軽減するのかを検討する研究が、日本でも要請されるに至っている。

こうした研究上の文脈を前提として、本稿では日本のステップファミリーの継親子関係に焦点をあてる。Crosbie-Burnett (1984) 以来、継親子関係は、ステップファミリーの家族形成にとって中心的な位置を占めると認識されてきた (Coleman et al. 2000, van Eeden-Moorefield & Pasley 2013)。しかし、日本国内において、継親との関係を継子がどのように経験したかに着目し、それが親の離婚・再婚後の家族生活への適応過程にもたらす肯定的／否定的な影響について研究した例はほとんど見当たらない⁽⁴⁾。そこで、成人に至る過程で親の再婚を経験し、何らかのステップファミリー生活を経験した若年成人継子を対象としたインタビュー調査を実施した。本稿では、その結果に基づき、継親がどのような役割行動を取り、それに対して継子たちがどのように感じたのかについて継子が語った内容に焦点化して、探索的な質的データ分析を行う。端的には、継親子関係の類型化を試みたい。さらに導出された各類型間比較および類

型内のケース間比較から、差異をもたらした要因を、同居親、きょうだい、別居親、祖父母などとの関係の質と構造などとの関連に注意しながら探索する。

2. 先行研究—継親子関係の多様性とその類型化

北米など海外では、継親と継子の両方向の視点から、継親子関係に関する質的研究の成果が蓄積されてきた。継親側の視点に関しては、例えばカナダの継母104人へのインタビュー調査研究 (Church 1999) から、継母の「家族」観には、①核家族モデル、②拡大家族モデル、③カップル関係モデル、④血縁重視モデル、⑤非家族モデル、と幅広いバリエーションがあり、それらを前提とした継母役割も多様であることが示されている (この研究のほか、継母役割の多様性に関する多くの研究をレビューした Coleman, Troilo & Jamison 2008も参照)。また、青年期の継子を持つ9人の継父と3人の継母へのインタビュー調査 (Felker et al. 2002) からは、継親になる過程で、①しつけなどにおける権力の妥当性の問題化、②期待が実現されない失望、③家族内の居場所や一体感の欠如、④継親であることの意味や継親役割の曖昧さなどの問題に直面し、何らかの対処がなされていることが析出された。こうした知見は、継親役割には多様性があること、母親役割期待に応えようと努力するが容易には実現されないことが継母にとって大きなストレス源となることを明らかにしてきた日本の研究知見ともおおむね合致する (菊地 2005, 野沢ほか 2006, Nozawa 2008, 菊地 2010)。

ステップファミリー17家族の大人と子ども54人を対象にしたインタビュー調査に基づく研究 (Ganong et al. 1999) は、継親が継子と「仲よくなろうとする戦略」(affinity-seeking strategies)

として31の行動を析出した。この研究は、なかでも継子が好きな活動を2人きりで行うのがもっとも有効な戦略であること、しつけ役割を担うことは仲よくなることを妨害するためできるだけ後まわしにして、まずは子どもと友だち関係を築くべきであることなどを指摘する。また、継親が継子と仲よくなる戦略が成功するためには、継親の性格が「穏やか」で「のんびりした」性格であること、継親子の性格が似ていること、同居親が継親子の交流を促す仲介役を果たすこと、別居親との競合がないことなどが重要であり、継子のきょうだいや継きょうだいを含む第三者からの影響も受けると論じている。

継子側の視点に関しては、若年成人継子を対象としたインタビュー調査が近年実施されている。米国カリフォルニア州の大規模大学コミュニティに住む18～24歳の継子36人を対象としたインタビュー調査研究 (Stoll et al. 2005) は、継子から見たステップファミリー生活の肯定面と否定面の両面を析出している。最良の面としては、①情緒的サポート・ネットワークが拡張して視野も広がったこと、②教育費など物質的資源が豊かになったこと、③父母の世帯を行き来することで人間的に成長したことが挙げられた。最悪の面としては、①家族メンバー間の対立や周囲の偏見による情緒的なストレスを経験したこと、②親と継親の間で忠誠心が引き裂かれる経験をしたこと、③かつての核家族などの喪失経験をしたこと、④転居やしつけのスタイルなど様々な変化を経験したこと、⑤継親が親として振る舞うことに憤慨や怒りを感じたことが導かれた。全体として、最良の面に比べて、最悪だったことの内容は多様である。継子の経験するステップファミリーへの家族移行は、大人側からもたらされた様々な変化への難しい適応という側面が大きいことが示唆されている。

継子の視点から継親子関係をいくつかのパ

ターンに類型化する試みとしては、ニュージーランドのオークランド大学内の募集に応じた18～30歳の継子25人（女性16人、男性9人）を対象としたインタビュー調査がある（Kinniburgh-White et al. 2010）。データの分析からは、継父子関係に関する次の5類型が導かれた。①初期から現在まで継父子関係が良好だった「一貫して好意的」型（n=5）、②初期から現在まで対立が続いている「一貫して格闘」型（n=4）、③初期から現在まで疎遠である「距離」型（n=4）、④初期には良好だったが一時期悪化して後に回復した「悪化と回復」型（n=6）、⑤初期はよくなかったが徐々に関係が発展した「ゆっくり改善」型（n=6）である。この研究でも、肯定的経験と困難な経験の両面についての語りを分析しているが、その両面のバランスと内容が個々の継親子関係ごとに異なる時間的な変化（非変化）として現れるパターンを5類型として要約的に継父子関係の多様性を示すことに成功している。

同様に、米国中西部にある大学の学生向けの募集に応じた18～30歳の継子49人（女性32人、男性17人）を対象としたインタビュー調査に基づく研究（Ganong et al. 2011）は、継親子関係に関する次の6類型を導いている。①乳幼児期から養育された継親を親とみなしている「親として受容」型（n=継子10/継親11）、②学童期から思春期に出会ったときから継親に好感をもった「最初から好意」型（n=継子21/継親30）、③ゆっくりと一定の親しさを達成するが同時に距離感も残る「葛藤を孕む受容」型（n=継子9/11継親）、④当初嫌っていた継親に対して何かのきっかけで意識的に親密な関係を作るようになった「道筋変化」型（n=継子10/継親11）、⑤思春期以降に関係が始まったが最初から継親を嫌っていて変化がない「拒否」型（n=継子7/継親11）、⑥おもに高校・大学時

代に別居親が再婚してできた別居継親との疎遠な関係である「共存」型（n=継子12/継親14）の6タイプである（複数の継親子関係を経験したケースを含む）。

上記2つの研究のアウトプットとしての類型化には、継父子関係のみか継母子関係を含むのかという分析対象の違いやサンプリング対象地域の違いなどから自ずと微妙なズレが生じているものの、全体に近似していることは注目に値する。両者から導かれる分類の次元は、①親として受容しているか否か、②関係が肯定的か否定的か（好きか嫌いか）、③心理的距離の程度（接触の程度）、④こうした関係の質にいつどのような変化があったか（なかったか）、の4点である。この4次元をひとつの準拠点としつつ、日本での継子インタビュー調査結果に基づき、継子の視点から見た継親子関係に同型の（あるいは異型の）多様性が見られるかどうかを確認し、そうした多様性がどのような要因によって生み出されるのかを考察するのが本稿の目的である。

3. 調査・分析の方法と調査参加者の特性—ステップファミリーの子どもたち

この目的のために、継子の立場でステップファミリーとしての家族生活を経験した若年成人を対象にしたインタビュー調査を実施した。以下の分析の対象となるのは、親の再婚（事実婚を含む）を経験し、成人前に継親と同居（あるいはそれに近い継親との生活上の関わり合い）を経験した19人のケースである⁽⁵⁾。この19人には、ある調査会社の登録モニター（関東・関西・東海・中国地方在住者）に向けたインターネット上の募集に対し応募のあった人（15人）のほか、大学の授業中に調査参加者を募集した際に申し出のあった人（1人）や知人からの紹介などによる参加者（3人）を含んでいる⁽⁶⁾。

インタビュー調査は、2012年10月から2013年8月の10ヶ月間にわたって実施された。実施場所は、基本的に調査参加者が公共交通機関などを利用して来場できる範囲にある大学、ビジネスホテル、貸しオフィスなどの小会議室を使用した。参加者本人の希望により1ケースのみ調査参加者の自宅で実施した。

インタビューの方法は、対面による半構造化インタビューである。基本的には本稿共著者2名が同席して、ともにインタビューとなった。事情が許さなかった2ケースについてのみ、共著者の一方がインタビューとなってそれぞれ1ケースずつを実施した。おもなインタビュー質問項目は、①親の離婚や再婚の経緯とその受け止め方、②継親との関係とその変化、③親の離婚(死別)後に同居した親や別居した親との関係、④きょうだい関係、継きょうだい関係、⑤祖父母、継祖父母などの親族との関係、⑥学校の教師や友だちなどとの関係である。子ども時代から現在に至る家族経験を辿り、上記の各項目について発言を促す質問を適宜追加して、生活史の大きな流れや転換点に関する比較的自由的な語りを引き出すように努めた。(インタビュー時間は70~150分で、平均すると107分になる)。インタビューの内容はすべて録音され、録音データは逐語的に文字化された。

文字化された質的データの分析にあたっては、基本的に佐藤(2008)が提案する方法を採用し、ケースごとにコーディング作業を行った。ケース全体を通して比較的重複するコードを抽出し、「コード・マトリックス」(詳細版と要約版の2種類)を作成した。ケースの概要(家族状況や生活史)をまとめた「分析メモ」もケースごとに作成した。次に、コード・マトリックスと分析メモに基づいて、継親子関係の類型を割り出し、ケース間の比較分析によってそれぞれの類型の特徴をもたらし要因を探索す

るという作業を繰り返した。

調査参加者となった若年成人継子19人の個人・家族特性を簡単に紹介しておこう。性別構成は、女性17人、男性2人である。参加者の年齢は、20~34歳(平均年齢25.4歳)で、34歳の1ケース以外はすべて20歳代である。最終学歴は、大学院在学中1人、四年制大学卒3人、四年制大学在学中3人、四年制大学中退2人、短期大学卒1人、(高校卒業後)専門学校卒業4人、(高校卒業後)専門学校中退1人、高校卒4人(定時制1人を含む)である。親権親が再婚した時点における世帯構成は、「実母+継父」が17人(事実婚2ケースを含む)、「実父+継母」が3人である。別居親(非親権親)との面会交流の状況については、親の離別後交流が継続しているケースが2人、当初は交流があったが途中からなしに変化したケースが2人、交流がほとんどないケースが13人(そのうち成人前後に再会しているケースが2人)、成人前後に再会した後に交流が継続しているケース5人、幼少期の死別ケースが2人である。同居親が再婚した時点の本人の年齢は、就学前が8人、小学生が6人、中学生・高校生が6人であった。同居親が新たなパートナーを得てステップファミリーが成立してからの(事実婚を含む)結婚継続年数は、5年未満が4ケース、6年~10年が2ケース、11年~15年が6ケース、16年~20年が4ケース、21年以上が4ケースである(これには再婚した親の結婚が破綻した4ケースの結婚が含まれ、そのうち2ケースは同一参加者の母親の2度の再婚がいずれも離別に至ったケースである。したがって合計が20ケースになる)。

上記の調査参加者の特性を概観してみると、学歴(教育達成)や同居親の再婚時期、ステップファミリー歴などの点で多様なケースを含んでいると言える。とりわけ、上述のように、最

近の海外における青年期の継子を対象とした先行研究（Kinniburgh-White et al. 2010, Ganong et al. 2011）がおそらく特定の大学の学生のみを対象としている点に比較すると、社会階層的にも居住地域の環境の面でも、より多様なケースを含んでいると言えそうである。一方、参加者のジェンダーは応募状況に依存して、女性に大きく偏っている。また、おそらく実際のステップファミリーの分布を反映して、継父との家族生活を経験したケースが多く含まれている。したがって、以下の分析では、対象となった20の継親子関係のうち80%を占める継父—継娘関係についての語りがより多く反映されていることに注意する必要がある。別居親との面会交流の程度にも一定のばらつきがあるが、おそらく現代日本の現状を反映して、長期に渡る頻繁で定期的な面会交流事例はほとんど含まれなかった⁽⁷⁾。

4. 継子から見た継親子関係—5つの類型

上記のような手続きを経た分析の結果、19人の若年成人継子がこれまでもった20人の継親との関係、つまり20ケースの継親子関係を5つのパターンに分類した。各ケースの類型への当てはまり具合には幅があり、複数の類型間にまたがる、境界的な特徴を見せる事例もあった。しかし、全体の多様性の了解可能性を最適化することをめざして二人の共著者が議論した結果として導出したのが、(1) 親として受容 (n=4)、(2) 思春期の衝突で悪化 (n=2)、(3) 関係の回避 (n=6)、(4) 支配忍従関係から決別 (n=4)、(5) 親ではない独自の関係発達 (n=4)、という5つの類型である。この5類型それぞれの特徴を述べていこう⁽⁸⁾。

(1) 親として受容—B、I、O、S

この類型に含まれる、継親を「親として受容」

してきた4人の継子たちは、比較的早い時期から継親を当然のように「お父さん／お母さん」と呼び、かなり早い時期から継親を自分の「親」であるとみなし、現在までその認識にあまり変化がないケースである。いずれも乳児期に一方の親と死別あるいは離別して交流が途絶え、幼児期（3～5歳のとき）に同居（親権）親の再婚を経験している。

1歳で両親が離婚し、5歳で同居親の母親が再婚したSさんは、当時の継父との関係を回想して、「結構自然でしたね。あの、自然に、『ああそうなんだ。やっぱりお父さんができた』っていう嬉しさのほうがあったのかわかんないですけど、結構自然でしたね」と語っている。継父の性格と役割行動については次のように説明している。

（継父は）結構寡黙な人なんですけど、まあ、あんまりこう子どもたちにベタベタしないようなタイプなので…。【距離を詰めてくる感じはないという？】じゃなかったですね。一緒にまあ、さっき（言った）みたいに遊園地に行ったりだとか、休みになればどっか遠くに行ったりというのはありましたけど。

（Sさん）

一方、母親については次のように言う。

（母親はしつけに）うるさいですね。まあうるさいというか、うーん、まあ性格はそんな細かくはないんです。まあ基本的には好きなことやらせてくれましたけど、まあ怒る役目は全部母親でしたね。

（Sさん）

この事例では、同居親（母）がしつけの主たる担い手になり、継親（継父）はしつけ役割から距離を置いている。継子が継親を比較的抵抗

なく受け入れられた要因のひとつはそこにあるように見える。というのも、継子が継親をまずは親として受け入れた場合でも(乳幼児期に親の再婚を経験した子どもは当然のようにそうなるケースが多いが)、Sさんの事例とは違って継親が親としてしつけの役割の主体として前面に出てしまうことで、継子は継親を「厳しい」と感じるケースも複数見られたからである(B、I、O)。例えば、2歳のときに両親が離婚し、それ以来母親と会っていないOさんの語りは(Sさんの継父受容の語りに比較して)やや苦痛を伴った適応という色合いを帯びる。実母の記憶はなく、最初は「おばさん」と呼んでいた継母をいつのまにか自然に「母親」として受容していったOさんは次のように言う。

何となく私はこう、あの、すごくこう母親(継母)と距離があって、この、友だちのところのお母さんってすごく仲よくしゃべるっていうじゃないですか。【親子が?】親子が。何か全然違うんですよ。こう…。(自分の継母は)何かこうすごく厳しいというか、冷たいというか。【怒り方がちょっと強すぎるっていうか?】うーん、強すぎるのは感じてましたね、そのときは。(Oさん)

怒られるのはよく怒られてましたけど、まあお箸の持ち方が悪くなってたら、何かお箸の持ち方を一緒に練習するとか、こうやでじゃなくて、バンと本だけ渡されてこれを見てやりなさいみたいなのを…。(Oさん)

このカテゴリーに含まれるインタビュー参加者本人はさほど抵抗なく継親を受容したが、一緒に暮らすきょうだいが継親の受け入れに激しく抵抗するケースも目立った(I、O)。思春期に入って継母に対して反発し、反抗的態度を示

すようになったOさんの弟と、疑問をもちながらも継母に対して従順で寛容だったOさん自身との間の対照的な反応がその一例である。

母親(継母)がすごく、あの、教育ママみたいな感じで、あの予備校とかに入れたりとか、塾に無理やり行かせられてたので、何か弟はすごく反発して、もう学校も行かへんみたいな、塾の教科書を、こう、破ってみたりとかして、うん、閉じこもってましたけど。ご飯は一緒に食べてましたけど(笑)。ご飯食べたらもう部屋でこもっちゃうみたいな感じで。(Oさん)

継子のきょうだいがまったく違った継親子関係を形成する傾向は、米国の継子インタビュー調査(Ganong et al. 2011)でも報告されている(継親が複数の継子のうち1人とだけ衝突する傾向についてはFelker et al. [2002] やNozawa [2008] も参照)。きょうだいのうち1人が継親との対立の前面に立つことを見た別のきょうだいは無意識の内に世帯内関係構造の異なる位置にあえて立とうとするなど、家族関係のダイナミクスによって継親子関係の多様性が生み出されている可能性が示唆されている。

(2) 思春期の衝突で悪化—H、J

このカテゴリーに含まれる2人の継子は、幼児期に継親と同居するようになり、違和感の程度に差はありながらも、基本的には親役割を担う継親(継父)を親とみなして接してきた。ところが、中学・高校時代に起きた出来事が急激な転換をもたらし、継親との関係が悪化した点で共通している。例えば3歳で両親が離婚し、親権親である母親が5歳で再婚したHさんは、継父を「母親より仲がいい」「優しいお父さん」として受容していた。しかし、学校の課題が

きっかけで、離別した父親の存在が気になり、純粹に好奇心から家の中で父親の写真を探しているところを継父に見咎められて喧嘩になった。15歳時のこのエピソードについて、Hさんは次のように語っている。

（継父が）「そんなにこの家にいたくないならもう出て行っていいよ」みたいな感じになって。【ああ、家にいたくないというふうには何か】「そんなに前の父親がいいだったらそっちに戻れば」みたいな話になっちゃって。（Hさん）

ちょっと喧嘩になって、それからしばらく何年かはずっと口も利かない状態だったんですけど、今はもう別に住んでるし、私も大人になったので、多少はしゃべれるんですけど、そんなに何かもう（母が）再婚したての頃の仲よしって感じじゃないですね。

（Hさん）

この出来事の後、継父とは互いに存在を無視する関係が5年間続いた。Hさんは、継父との対立状況において、母親が継父の側に立ち、自分の感情に寄り添ってくれなかったことにも強い不満と疎外感を持った。そして、その5年間は「グレテ」夜遊びを重ねたと言う。

この類型に含まれる2ケースは、思春期・青年期の出来事までは上記の「親として受容」型に該当していたと言えるが、その後は次に述べる「関係の回避」型に近い状態に変化した。この類型のもうひとつのケース、Jさんの場合は、強く希望した大学進学を継父が認めてくれず、母親も強い味方になってくれなかったことから関係が悪化し、あえて家を出て遠方に就職した。いずれも本人の気持ちや継親に理解されず、強く否定されたかたちになった。そして、

継親との衝突に際して同居親が自分の感情を理解せず、支えてくれなかったことも大きな不満となって、家から離れるという行動に結びついた。「親として受容」型に含めた上記のOさん（およびIさん）の語りに登場する弟（姉）も、この「思春期の衝突で悪化」型に近い。

（3）関係の回避—E、Q、T、W、Y、Z

「関係の回避」と名づけた6ケースの継親子関係は、当初から心理的な距離が大きいまま現在に至っており、関係の発達が見られなかった。同居を始めた当初「お父さん」と呼んでいた例（W）もあるが、会話自体がないので呼称がなく、「あの人」（E）、「同居人」（Q、T）、「スポンサー」（Q）、「戸籍上肩書きが父親の人」（Y）などの言葉で自分にとっての継父の存在を表現していた。親の再婚時期は学童期であるケースが多い（Q、T、W、Y、Z）。自分とはまったく「常識」が違う（E）、一方的に自分の価値観を押しつける（W）などの理由から継子が継親を受け入れなかったケースと、継親側に継子と関係を作る意志や技術が欠如していると思われるケース（E、Q、T、Y、Z）が混在している。同居親（母親）が継親（継父）の意向や感情を重視し、自分の意向や感情に配慮してくれないことに心理的に傷つき、関係から撤退して抵抗を示したように見えるケースも目立つ（E、Q、W、Y、Z）。継父や母親との関係が悪化したことから、進学や就職を機に意図的に家を出て一人暮らしした例もある（E、W）。

両親の離婚後、別居した父親と面会交流していたQさんの語りには、再婚を機に唐突に父親との面会交流を断絶してしまい、継父を「パパ」と呼ばせようとするなど、父親の存在を排除し、継父をその代替役にしようとした母親に対する強い抵抗感が示されている。

やっぱりその、大事な父だったので、はい。なので会いに来てくれたのはとても嬉しかったですし、それがその、またいきなりなくなったときは、やっぱり相当母に対して、こう、怒りを感じましたね。(Qさん)

私は当たり前のように、本当の父とは別のところに新しい父(継父)を並べていたんですけど、こう、母の中ではまったくそうでないというか、多分そう、私がそう思っていると思いつきもしないだろうということがわかった。(Qさん)

継父を父親として受け入れることを強く期待し、父親とは別の存在と考える余地のない母親への反発を感じたQさんは、継親子関係を発達させることがなかった。一方でQさんは、継父が経済的に自分を支えてくれていることを認識し、感謝の念をもっている。

生活のお金の半分は父(継父)から出ているので、そういう意味ではとても感謝してましたし、ありがたい人だと思っていたんですが、でも、特にその、仲悪くする必要はなかったですけど、仲よくしようという気もそんなに起こらず。何でしょうね、やっぱりあんまりお父さんとは思ってなかったのかな。「一緒に住んでいる人」とか、もしくは「スポンサー」のような。(Qさん)

このケースでは、継親子が情緒的に距離を保ったことで、むしろ衝突が回避されている。結果的に、継親の存在が別の面(スポンサーとして)サポート源になり、継子に肯定的な効果(大学院進学)をもたらしたという意味で、継子の適応の1パターンを例証している。なお、このケースでも実父の記憶がない弟は継父

を「父親」として受容し、サッカーという共通の趣味を通して継父との関係を深めていた。きょうだい間で継親に対する異なる反応・態度は「関係の回避」型にも見られた。

(4) 支配忍従関係から決別—C、F、K1、P

この類型に含めた4ケースの継親子関係は、当初から継親が継子の「親」と自認して権力的な位置に立ち、理不尽な虐待的行動を取ったと語られたケースである。継親の行動は、身体的虐待(F、P)、心理的虐待(C、F、K1、P)、性的虐待(C)、実子との差別的待遇(F)を含み、いずれも継子である調査参加者にとって大きなストレス源となったことが推測された。継親による「支配」を継子が「忍従」する関係が続いた後に、親が継親と離別したことなどで「決別」が訪れたという関係の変遷を辿った点でも類似する。継親との同居開始当初、比較的幼かった継子は、継親を親と認めて関係に耐える。最終的に同居親が継親と離別(「夜逃げ」を含む)したことで子どもが救われたケース(F、K1、P)と子どもが成人してから継親(継父)と法廷で闘って勝訴したケース(C)があった。7歳のときに母が再婚し、引っ越ししたため、毎週の父親との面会交流がなくなったPさんは、同居した継父が自分と2人の兄に対して取った行動を次のように回想する。

まず変な説教から始まりました。(継父を)「おじさん」ってずっと呼んでたんですよ、私。「何で呼べないの?お父さんって」っていうのを、(継父の)説教が、例えば夜の8時ぐらいから始まったとしたら、小学校2年生の私に朝の5時ぐらいまで延々と。【朝の5時。一晩中っていうことですね。】そうです。寝たら叩かれるので。【ああ、それは辛いですね、相当。】そうですね。で、私が体調悪くして学

校休むとかなると何か向こう（継父）も休むんですよね仕事を。だからどんなに熱出ても学校行って保健室で寝てたりとか。【それはお兄さんたちに対しても同じですか？】そう、みんな一緒です。私の場合は顔（への暴力）はないんですけど、お兄ちゃんは目から血出したりとかしました。（Pさん）

この類型に含まれる継子にとって、継親との関係がもっとも厳しく辛いストレス源であったことは想像に難くない。いくつかのケースでは、継親（継父）の虐待的な行動から自分を守ってくれなかった同居親（母親）に不信感が今もなお残っている点が印象的である（C、K1、P）。上記のPさんも、継父から守ってくれなかった母親への不信感を次のように語る。

お母さんも、まあ私でも（継父が）怖くて助けられないと思うんですけど、もちろん（母が継父の行為を）止めることはあるんですけど、いつも止めてくれるわけじゃないので、何なんだろうと思って。（Pさん）

一方、10歳のときに同居の父親が再婚したFさんのケースでは、親が継親の支配から救済してくれたように感じている。Fさん自身は、同居当初から継母を母親と受け入れ継兄を兄として受け入れていたと言うが、抑圧的な継兄との関係、継兄だけを優遇する差別的な待遇や激しい言葉と体罰で応じる継母に耐えきれなくなった。事情を聞いた父親は、息子の味方となって2年という短い再婚生活に終止符を打つ決断をした。Fさんは現在も父親に対して肯定的な評価をしている。

（5）親ではない独自の関係発達— A、G、K2、M

「親ではない独自の関係発達」と名づけたこの類型に含まれる4ケースの継子（継娘）の語りは、継親（継父）を親と見なしていないが、おそらくむしろそれゆえに、愛着を感じる関係が発達した点で共通している。母親が継父と離婚訴訟中のケース（K2）を除けば、いずれのケースも現在もその継親を「家族」と見なしている。継親との出会いが思春期以降であることも共通点である。

継親に対する呼称は、愛称やあだ名を使っており、「お父さん」など唯一の父親を示す呼称を使う例は含まれていない。自分にとって継親がどのような存在になっているかについて、「普通の家にはいない」「おもしろい」存在と表現し、継親の姓に「君」をつけて呼んでいるケース（A）、「いなくてはならない存在」と表現し、継親の姓に「ちゃん」をつけて呼ぶケース（G）、継父は最初から「お兄ちゃんみたい」な印象で、継親の名に「パパ」をつけて呼んでいたケース（K2）、自分にとっては「母の彼氏」であり「おじさん」などと呼んでいるケース（M）が含まれている。母親と継父は事実婚・内縁関係と説明され（A、M）、半同居（A）や隣居（M）のような非通念的な家族・居住形態のケースを含んでいる。同居親が、通念的で標準的な家族イメージ（初婚核家族モデル）に囚われず、子どもの反応を見ながら、時間をかけ、柔軟に継親子関係を形成しようとする傾向が見られる⁽⁹⁾。13歳頃に近所に引っ越してきた継父と自分の関係性についてMさんは次のように回想する。

最初は、その、父ではないけど、その、母の、うーん、新しい再婚相手って思っていました。その、うーん、その、新しい夫やけど、私とはそんなに何ていうのかな、縁がないという

か、その、母の夫やけど私の父ではないって
いうふうに思っていましたし、今もそんな感じ
なんかな。(Mさん)

Mさんの母親と継父は法律的には結婚して
おらず、同居もしていない。Mさんが20歳のこ
ろからはMさんの母が住む、母の実家(祖父母
と同居)の敷地内のアパートに住み、実家の家
族とは食事も別々にとる生活であり、母親が継
父の部屋に泊まりに行くかたちになっている
(Mさん自身も結婚してこのアパートの別ユ
ニットに住んでいる)。母が継父に父親役割を
期待しておらず、呼び方もMさんやその兄た
ちの自由にさせている(おにも「おじさん」と
呼ばれている)。また、学童期に死別した父の話
題が継父を含めた家族内でタブー化される傾向
も小さい。「おじさん」は、Mさんの学生時代
は気軽な相談相手であり、母と娘の関係の間に
立つ媒介者的な存在でもあったという(そして
現在は自分の子どもを孫として可愛がってくれ
ている)。

大学で、あの、大学に行ったんですけど、
ちょっと嫌になってやめようかなってなった
ときに、「こう思うねんけど」みたいなことを
相談しました。【「おじさん」はどういう意見
だったんですか?】「わしは、その、ほんまの
お父さんじゃないし、そんな強いことは言え
へんけど、まあお前の好きにしろ」みたいな
ことを言われました。(中略) 結局その学費と
か払ってくれてるのが母なんで、結局はもう
母に言わないとあかんし、結局は母には言っ
たんですけど、何かいきなり母に言うより
も、その、おじさんに先言って、こう、間に
入ってもらったほうがちょっと何か言いやす
かった。(Mさん)

Mさんのケースに限らず、この類型に含まれ
る4人の継父たちはいずれも自らを継子の「父
親」とは認識していないように見える。またい
ずれのケースでも子どもの母親は独自の収入源
があり、自分の生活費や子どもの教育費などの
経済面で夫(継父)にあまり依存していないこ
ともこの類型の各ケースに共通する点である。

5. 考察—継親子関係の多様性とその源泉

インタビュー調査から私たちが導き出した継
親子関係の類型を基準に判断すると、少なくと
も海外の先行研究(Kinniburgh-White et al.
2010, Ganong et al. 2011)と同程度に多様な
ケースを含んでいる。ただし、先行研究同様、
本研究もこの世代の(日本の)継子全体の経験
を代表するようなサンプリング設計になってい
ないので、各類型の度数分布には意味がない。
にもかかわらず、海外の先行研究の調査サンプ
ルは特定の大学の学生にほぼ限定されているた
め、親の再婚への継子の適応や教育達成が比較
的順調な事例に偏る傾向を否定できない。とく
に困難な継親子関係が予め排除された可能性が
ある。私たちが採用した調査会社の登録モニ
ターについては上記のようなフィルター効果は
小さいと考えてよいだろう。既述のように、学
歴面だけに限っても、高校卒から短大・専門学
校卒、さらには大学院進学者まで幅がある。お
そらくそうした参加者募集法の違いを反映して、
本研究の調査参加者が語った継親子関係は、
より否定的なものが多くなったと考えられる。
継親からの深刻な虐待ケースを含む「支配
従関係から決別」という、2つの先行研究に
はないカテゴリーが導き出されたのも、社会・
文化の差というよりは、サンプリング方法の違
いによる可能性が高い。

この点を考慮に入れた上で全体を振り返る
と、継親と継子が継親を親とみなすかどうか

分類の基底にある重要な次元であることに気づく。「親として受容」型に含まれる4ケースは、いずれも親としての受容に葛藤はないが、親しみや好き嫌いなど継親との関係の質は多様である（この点で Ganong et al. 2011の「親として受容」型の分類と多少異なるかもしれない）。Sさんのように寡黙で積極的に継子に関わらず、しつけ役割を担わない継父を当初から抵抗なく唯一の父親として受け入れて一定の愛着をもった関係が現在まで続いているケースもある一方で、Iさんのようにしつけの厳しい父親と感じているが尊敬の念をもっているケース、BさんやOさんのように継親のしつけの厳しさや関係の難しさを感じつつもそれに耐え、継親と対立せずに親として受容して現在に至るケースが含まれる。Oさんは母と思っていた人が実は継母であると思春期に告知されたことで、実母を演じてきた継母が感じたであろうプレッシャーに思い至り、その厳しさは自分に問題があったからではなかったと納得できたことでむしろ関係の受容が進んだ。

「親として受容」型同様に、「支配忍従関係から決別」型や「思春期の衝突で悪化」型の継子たちも、少なくとも関係形成の初期には継親を「親」として受容（しようと）していた。そして、Sさん以外の「親として受容」型のケースと同様に、しつけ役割を当然担う存在として接していた。むしろそれゆえに継親が理不尽と思える行為を取ってしまい、継子がそれを拒否できなかった。同居親もその継親の行為を「親によるしつけ」として正当化あるいは黙認したために、エスカレートして虐待に発展したように見える。結果として親の婚姻関係も破綻したケースが「支配忍従関係から決別」である。

子ども時代は親として受容していたが、思春期の出来事がきっかけとなって大きな対立に発展したケースが「思春期の衝突で悪化」型であ

る。逆説的で興味深いのは、「母より仲がよい」「優しいお父さん」と見なししていた点で全ケース中もっとも親密な継父子関係を築いていたように見えるHさんが「思春期の衝突で悪化」を経験したことである。Hさんにとっては、継父と親密な信頼関係を築くことは（両親の離婚後会っていない）父親への興味・関心と矛盾なく両立すると思っていたが、おそらく継父は継子が実父に興味・関心を抱くこと自体が「父親」としての自分を否定・拒否する行為だと感じて極端に反応してしまったのだろう。そのためHさんは心を閉ざし、家庭に居場所がなくなってしまった。親・継親側と子ども側の間に、大きな認識のギャップがあったことに気づかされる。

上述のOさんの場合、継親が継子に事実を隠して「親」を演じ続けることを止めたときに、むしろ継子が状況を把握して関係を受け入れやすくなり、おそらくは継親自身もストレス源が減少していた。このケースでも、初婚継続家族を（途中まで）擬制することに神経を尖らせた大人側とそれに違和感をもった子ども側の認識にはギャップがあった。そして大人側が擬制を放棄することで緊張が解放された。大人側の擬制と表裏一体になっているのが親・継親による子どもの別居親（死別の親）の否定とタブー化であり、それが子どもに抑圧と緊張をもたらすことがある。継子は別居親（ときには同居親）との関係を奪った継親への否定的感情を表面化させ、心を閉ざしたりする。それが擬制の綻びを露呈させ、唯一の父親／母親としての自己イメージを傷つけるために、継親側は過剰な（ときに虐待的な）反応を示してしまうようである。

「関係回避」型の半数（Q、W、Z）は、継親が親として振る舞ったことに継子が反発して関係発達が初期から阻害されたケースである。そ

れとは逆に、継親が親として振る舞わなかった「親ではない独自の関係発達」型の4ケース(A、G、K2、M)では、継子は継親との関係を肯定的に評価している。こうした点を比較の視野に含めると、継親を親とみなすか否かが継子の適応を左右する重要な次元であることがさらに明瞭になる。とくに子どもが幼少の場合、「代替家族モデル」(菊地 2009)の魅力に親も継親も目を奪われがちだが、少なくとも子どもの視点から長期的にみると、擬制に頼らず、子どもに事実を説明し、事実立脚した家族関係を柔軟に作る戦略が相対的に有望であることをこの調査は示唆している。ただし、この戦略が有望であるためには、ステップファミリーにこの擬制を押しつけない社会環境が必要である。

すでに紹介したいくつかの事例に表れていたように、継親子関係の発達に強く影響を及ぼしているのは、同居親の行動である。継親子関係の形成や子どもの適応にとって、保護、理解、仲介などの役割を同居親が果たすことで子どもは自分が親から従来通り大切にされていると確認し、安心できる。「思春期の衝突で悪化」型のHさんのように、葛藤を強める継親子間に介入して自分を支援してくれない同居親に対しては心理的距離が生じる。また、進路選択という意味でも重要な思春期に、継親だけでなく同居親が継子の希望する進路を経済的・情緒的に支援できなければ、教育達成が阻害されてしまう(J)。「支配忍従関係からの決別」型で紹介した事例のように、継親の支配的行動に対する忍従を強いられる継子を救済しうものも、もっとも身近にいる同居親である。同居親から救済の手がさしのべられないまま、継親の支配的行動に耐え続ける継子が存在することも否定できないが、そのような深刻な事例を社会調査などで発見するのは難しいのかもしれない。

実きょうだいとの関係も継子の適応行動に影響

を及ぼす。厳しい継親のしつけに直面したきょうだいは、相互に支え合うこともあるが(C、B、W)、一方が継親に抵抗を示すと、もう一方は継親(および親)に協調するというように対照的な行動を見せる例も多い(E、H、I、O、S)。ひとつには、離別・死別した親の記憶や存在感がきょうだいの年齢によって異なるためだが、Oさんのケースのように年少の弟だけが継親に抵抗を示す場合もある。一方の反応がもう一方の反応を抑制させたり、加速させたりする間接的な相互作用の効果もあるようだ⁽¹⁰⁾。興味深いことに、親の離婚・再婚などの家族移行経験を共有してきたきょうだい同士にもかかわらず、継親や別居親の存在をどのように考えているか、直接話したり相談したりしたことはないと言った例も多かった(A、E、H、P、Q)。

いくつかのケースでは、継子の祖父母が継子の適応過程において支援的な役割を果たしていた。祖父母が、継子と同居親・別居親との関係を仲介し(A、F、G)⁽¹¹⁾、継子に対して情緒的サポートや避難所(C、E、K、O、Y)、経済的資源(E、M、T)を提供していた。それとは対照的に、父(母の前夫)の暴力から夜逃げ同然で逃れ、祖父母を含む親族からも絶縁した状況で再婚生活が始まったため、継子が孤立した状況で適応に苦しんだケース(W)もある。祖父母を中心とした親族だけでなく、担任教師や同じような家族環境にある友人などの非親族を含めて、世帯外の関係ネットワークが子どもの適応過程に重要なサポート源となっているケースが少なくない。

別居親の関与にも多様性が見られた。幼少時から別居親との定期的な面会交流を続けていたケースでは、別居親が深刻な家族問題からの避難所(Z)になったり、肯定的な役割モデル(K)になったりしていた。一方、長年交流が途絶えて後に再会した親子が関係を深めることは難し

い (I, P, T)。ただし、自分を置いて出て行った母に怒りを感じていたが、6年ぶりに再会・交流し、最近になって感情的な和解に達して交流を続けている例 (F) もある。

6. 結論—何が継子の適応を助けるのか

このように継親の役割行動とそれへの継子の適応は、世帯内外の多様な関係(資源)の複雑なマトリックスの中で展開されていることが浮き彫りになった。継子たちは継親を様々なレベルのストレス源と感じ、継親との関係から否定的な影響を受けることがある一方、継親が相談相手や経済的支援者になり、親あるいは親以外のかげがえのない存在として継子の発達や進路選択に肯定的な影響を及ぼすこともある。両者が混在するケースもある。そして継親との関係がもたらすものは時間の経過とともに変化する。さらに、同居親や同居きょうだいの行動、別居親や祖父母との交流、親—継親夫婦間の性別役割分業など多様な条件が、継親子関係に複雑な影響を及ぼしていることが示唆されたが、詳細な分析は今後の課題として残されている。

しかしながら、継親子関係についての継子たちの語りの多くが、継親による親の代替(菊地2009)と失われた核家族世帯と同型世帯の再建(野沢2011)を目指すステップファミリー像の限界を示している点を最後に強調しておきたい。別居親との交流を絶たれ、継親を親として受け入れるように期待されたことが継親との「関係の回避」を招いたQさんの事例は、代替型継親が直面する隘路の典型である。確かに継親を親として受容して肯定的な関係が築かれているケースもあった。しかし、そのようなケース(S)でも、継父はしつけ役割を担わずに、同居親だけが担うというスタイルを取っていたことは意味深い。継親によるしつけの問題化は、日本の継子たちの語りに(自分だけでなく、

きょうだいによる問題化を含めて) たびたび登場したテーマであり、米国などの先行研究の知見とも基本的に一致する。また、継親子関係を発達させる上で、しつけを担わずに継子の友だちになるという戦略が有効であり、穏やかでのんびりした性格の継親がもっとも有利であるという米国の先行研究(Ganong et al. 1999)の指摘は日本でもほぼ妥当する。継親になったら「親」になる以外にないという前提を外し、親とは別のイメージで継子にアプローチする選択肢(モデルや知恵)が社会的に用意される必要がある。「親ではない独自の関係発達」型の4ケースの継親のアプローチは、学童期の子どもなど幼少の子どもにも応用の余地があるだろう。

継子から見た継親子関係に関する今回の分析においては、親として受け入れるかどうかが重要な軸として浮上した。米国などと比較して日本では継親が親を代替する傾向が強かったからかもしれないが、もしそうであれば、離婚後の共同親権を認めていない日本の現行家族法など社会制度との関連についても検討する必要があるだろう。日本における子どもの視点からのステップファミリー研究は始まったばかりであり、探究すべき多くの課題が残されている。

【付記】

この研究は下記の3つの機関からの研究助成を受けて実施されたものである。公益社団法人・日本経済研究センター・2011年度研究奨励金(「ステップファミリーの子どもたち—親の離婚(死別)・再婚を経験した子どもたちの家族関係とライフコースの社会学的研究」)、明治学院大学社会学部付属研究所・2012年度一般プロジェクト(「ステップファミリーの子どもたち—親の離婚(死別)・再婚を経験した子どもたちの家族関係とライフコースの社会学的研究」)、大阪産業大学産業研究所・2013年度共同研究組

織「福祉・人権概念の転回と歴史認識の転換」(分担テーマ「ステップファミリーの子どもたちの家族関係とライフコース」)。また、この研究は、調査の手続き等に関して「明治学院大学研究倫理委員会」の承認を得て実施した(承認番号:SG12-03)。インタビュー調査参加者の方々、および参加者募集の過程においてご協力をいただいた皆様に、心より感謝を表したい。本稿の原型となる分析結果は、第23回日本家族社会学会大会(静岡大学、2013年9月7日)において報告された(野沢慎司・菊地真理「継親子関係の多様性と世帯内外の家族・親族関係—ステップファミリーの子どもたちへのインタビュー」)。さらに、本稿の英語版にあたる研究報告を第50回ニュージーランド社会学会大会にて行った(Nozawa, Shinji & Kikuchi, Mari, “Five patterns of stepchild-stepparent relationship development in Japan: Young adult stepchildren’s views,” Paper Presented at the 50th Annual Conference of the Sociological Association of Aotearoa New Zealand at the University of Auckland, Auckland, New Zealand, December 9, 2013)。なお、本稿の内容は、東北大学大学院文学研究科グローバルCOE『社会階層と不平等教育研究拠点』シンポジウム「家族の多様性と不平等の形成」(東北大学東京分室、2011年11月12日)における報告(野沢慎司「ステップファミリーにおける子どもの養育と教育—その複雑性と多様性」)と一部重複している。それぞれの場で有益なコメントや質問をいただいた皆様にも謝意を表したい。

【注】

- (1) ステップファミリーとは、成人カップルの少なくともどちらかが以前の相手との関係から生まれた子どもをもつ家族である。継親

(stepparent)とは、そのパートナーの以前の相手との関係から生まれた子ども(継子 stepchild)をもつ成人を指している(Ganong & Coleman 2004: 2)。なお、本稿では、成人カップルが非法律婚であるケースや継親子が常時同居していないケースもステップファミリーとみなす(米国などの研究で一般的な)広義の定義を採用している。

- (2) ただし、日本の調査データについても継子であることの効果が同様に小さいと評価できるかは別途検討が必要である。もし日本では効果が大きいならば、それを生み出している社会的要因(ステップファミリーに関する社会制度や社会政策の差異)が検討の対象とされるべきだろう。
- (3) これに対してColeman (1994)とKurdek (1994)は、ステップファミリーの複雑性と多様性を強調して反論を試み、ステップファミリーという家族構造を単一の同質的グループとみなすことが孕む方法論的問題に注意を喚起している(Hetherington & Stanley-Hagan 2000も参照)。この2つの論稿は、前出のAmato (1994)とPopenoe (1994)同様、1990年代の米国社会におけるステップファミリーをめぐる論争点を浮き彫りにする多様な立場の論者が各章を執筆した編著書(Booth & Dunn 1994)の中に収められている。
- (4) 親の離婚を経験した子どもへのインタビュー調査を行った日本の研究としては、小田切(2004)、梶井(2006)、野口(2012)などがあるが、親の再婚に焦点化した研究は日本では未開拓である。
- (5) 実際には26人にインタビューしたが、成人期までに継親との同居に近いかたちでステップファミリー生活を経験していなかった6人、および不測の事態によりすべての項目について十分な情報が得られなかった1人のケースについては今回の分析から除外した。
- (6) 当初採用した調査参加者の募集方法は、関東および西日本にあるいくつかの大学の学生に向けたチラシ配布によるものであった。西日本の8大学(短期大学1校を含む)と関東の1大学で授業を担当している著者の友人・知人に依頼して2012年7月中の授業時に合計約1,000枚の募集チラシを配布していただいた。チラシの配布にご協力いただいた皆様にはこの場を借

りて心より御礼申し上げたい。にもかかわらず、調査参加の応募がほとんどなかったため、募集方法を変更し、調査会社の関東地区在住モニター向けの募集を同年10月より開始した。応募者へのインタビューを実施しながら、同時に随時募集の対象となるモニターの居住地域を拡大するというかたちで調査参加者を追加募集し、参加者を確保するという方法を採用した。なお参加者には3,000円の謝金と交通費をお渡した。

- (7) サンプリング／インタビューの実施過程では、グラウンデッド・セオリーにおいて「理論的サンプリング」(Strauss & Corbin 1998=2004)と呼ばれる、比較の機会を最大化する方法に依拠し、重要な比較の次元に関してできるだけ多様なケースを優先して含めるようにした。募集の際の参加者プロフィールに関する質問への事前回答に基づいて、別居親との面会交流があるケース、調査参加者が男性であるケース、継母と同居したケースを優先的にサンプルに含めた。
- (8) 以下の記述において、参加者の名前はアルファベットで示している。アルファベットに付した下線は男性を、斜字体は継母と同居したケースを示している。過去に2人の継親をもった1ケース(Kさん)については、最初の継父との関係を「K1」、2番目の継父との関係を「K2」と表している。また、事例内の【 】はインタビューの発言を、()は筆者による補足情報を示している。
- (9) 高校時代に母親の交際相手が家に来るようになったことに拒否感をもったAさんは祖母に仲介を訴え出たことで交際相手(後の継父)は家を訪れないようになった。約2ヶ月の冷却期間を置いたことでAさんの態度は好転し、継父の受容と関係発達が進んだ。これは継子の反応への柔軟な対応の一例である。
- (10) 継きょうだいや異父母きょうだいの存在も継子の家族生活適応などに影響を及ぼしている例が複数あったが、今回は紙幅の都合で触れられなかった。
- (11) 注の9を参照。

【参考文献】

阿部彩 2008 『子どもの貧困—日本の不平等を考え

る』岩波書店。

- Allan, G., Crow, G., & Hawker, S., 2011, *Stepfamilies*, Palgrave Macmillan.
- Amato, P., 1993, "Family structure, family process, and family ideology," *Journal of Marriage and Family*, 55 (1): 51-54.
- Amato, P., 1994, "The implications of research findings on children in stepfamilies," in Booth A., and Dunn, J., eds., *Stepfamilies: Who benefits? Who does not?* Lawrence Erlbaum Associates, 81-87.
- Anderson, E. R., & Greene, S. M., 2013, "Beyond divorce: Research on children in repartnered and remarried families," *Family Court Review*, 51 (1): 119-130.
- Booth, A. & Dunn, J. eds., 1994, *Stepfamilies: Who benefits? Who does not?* Lawrence Erlbaum Associates.
- Church, E., 1999, "Who are the people in your family? Stepmothers' diverse notions of kinship," *Journal of Divorce & Remarriage*, 31 (1-2): 83-105.
- Coleman, M., 1994, "Stepfamilies in the United States: Challenging biased assumptions," in Booth A., and Dunn, J., eds., *Stepfamilies: Who benefits? Who does not?* Lawrence Erlbaum Associates, 29-35.
- Coleman, M., Ganong L., & Fine M., 2000, "Reinvestigating remarriage: Another decade of progress," *Journal of Marriage and the Family*, 62 (4): 1288-1307.
- Coleman, M., Troilo, J., & Jamison, T., 2008, "The diversity of stepmothers: The influences of stigma, gender, and context on stepmother identities," in J. Pryer ed., *International Handbook of Stepfamilies: Policy and Practice in Legal, Research, and Clinical Environments*, Wiley & Sons, 369-394.
- Crosbie-Burnett, M., 1984, "The centrality of the step relationship: A challenge to family theory and practice," *Family Relations*, 33 (3): 459-463.
- Demo, D., 1993, "The relentless search for effects of divorce: Forging new trails or tumbling down the beaten path?" *Journal of Marriage and the Family*, 55 (1), 42-45.

- Felker-Thayer, J., Fromme, D., Arnaut, G., & Stoll, B., 2002, "A qualitative analysis of stepfamilies: The stepparent," *Journal of Divorce & Remarriage*, 38 (1-2): 125-142.
- Freisthler, B., Svare, G., & Harrison-Jay, S., 2003, "It was the best of times, it was the worst of times: Young adult stepchildren talk about growing up in a stepfamily," *Journal of Divorce & Remarriage*, 38 (3-4): 83-102.
- Ganong, L. & Coleman, M., 2004, *Stepfamily Relationships: Development, Dynamics, and Interventions*, Kluwer Academic/Plenum Press.
- Ganong, L., Coleman, M., Fine M., & Martin, P., 1999, "Stepparents' affinity-seeking and affinity-maintaining strategies with stepchildren," *Journal of Family Issues*, 20 (3): 299-327.
- Ganong, L., Coleman, M., & Jamison, T., 2011, "Patterns of stepchild-stepparent relationship development," *Journal of Marriage and Family*, 73 (2): 396-413.
- Hetherington, E. M., & Stanley-Hagan, M., 2000, "Diversity among stepfamilies," in Demo, D., Allen, K., Fine, M., eds., *Handbook of Family Diversity*, Oxford University Press, 173-196.
- 稲葉昭英 2011「親との死別／離婚・再婚と子どもの教育達成」稲葉昭英・保田時男編『階層・ネットワーク—第3回家族についての全国調査 (NFRJ08) 第2次報告書 第4巻』日本家族社会学会 全国家族調査委員会, 131-158.
- 梶井祥子 2006「家族意識の変容過程—親の離婚を経験した子どもの事例調査から」『北海道武蔵女子短期大学紀要』38, 39-60.
- 菊地真理 2005「継母になるという経験—結婚への期待と現実のギャップ」『家族研究年報』30: 49-63.
- 菊地真理 2007「日本におけるステップファミリー—顕在化への動向—継母研究の課題と展望」『家政学研究』53 (2): 56-63.
- 菊地真理 2009「離婚後の家族関係」野々山久也編『論点ハンドブック家族社会学』世界思想社, 277-280.
- 菊地真理 2010『ステップファミリーにおける家族形成と対処支援の研究—継母のストレス対処過程のメカニズム』博士論文 (奈良女子大学).
- Kinniburgh-White, R., Cartwright, C., & Seymour, F., 2010, "Young adults' narratives of relational development with stepfathers," *Journal of Social and Personal Relationships*, 27 (7): 890-907.
- 厚生労働省 2013『平成25年我が国の人口動態 (平成23年までの動向)』厚生労働省ウェブサイト [http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/81-1a2.pdf] (2013年10月26日閲覧).
- Kurdek, L., 1994, "Remarriages and stepfamilies are not inherently problematic," in Booth A., and Dunn, J., eds., *Stepfamilies: Who benefits? Who does not?* Lawrence Erlbaum Associates, 37-44.
- 西村純子2001「家族構造と家族生活ストレス—ひとり親、ふたり親、ステップ・リレイション」渡辺秀樹編『現代日本の親子関係—家族生活についての全国調査 (NFR98) 報告書No.2-2』日本家族社会学会 全国家族調査 (NFR) 研究会, 91-110.
- 野口康彦 2012『親の離婚を経験した子どもの精神発達に関する研究—学生と成人を対象にして』風間書房.
- 野沢慎司 2008a「インターネットは家族に何をもたらすのか—ステップファミリーにおける役割ストレスとサポート・ネットワーク」宮田加久子・野沢慎司編『オンライン化する日常生活』文化書房博文社, 79-116.
- 野沢慎司 2008b「ステップファミリー研究の動向—アメリカからの視点」『家族社会学研究』20 (2): 71-76.
- Nozawa, S., 2008, "The social context of emerging stepfamilies in Japan: Stress and support for parents and stepparents," in J. Pryor ed., *The International Handbook of Stepfamilies: Policy and Practice in Legal, Research, and Clinical Environments*, John Wiley & Sons, 79-99.
- 野沢慎司 2009「家族下位文化と家族変動—ステップファミリーと社会制度」牟田和恵編『家族を超える社会学—新しいつながりと生の基盤』新曜社, 175-201.
- 野沢慎司 2011「ステップファミリーをめぐる葛藤—潜在する2つの家族モデル」『家族 (社会と法)』27: 89-94.
- 野沢慎司・茨木尚子・早野俊明・SAJ編 2006『Q&Aステップファミリーの基礎知識—子連

- れ再婚家族と支援者のために』明石書店.
- 野沢慎司・菊地真理 2010 「ステップファミリーにおける家族関係の長期的変化—再インタビュー調査からの知見」『研究所年報』（明治学院大学社会学部附属研究所）40: 153-164.
- 小田切紀子 2004 『離婚を乗り越える—離婚家庭への支援をめざして』ブレーン出版.
- Popenoe, D., 1994, "The evolution of marriage and the problem of stepfamilies: A biosocial perspective," in Booth A., and Dunn, J., eds., *Stepfamilies: Who benefits? Who does not?* Lawrence Erlbaum Associates, 3-27.
- 佐藤郁哉 2008 『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社.
- Stoll, B., Arnaut, G., Fromme, D., & Felker-Thayer, J., 2005, "Adolescents in stepfamilies: A qualitative analysis," *Journal of Divorce & Remarriage*, 44 (1-2): 177-189.
- Strauss, A., & Corbin, J., 1998, *Basics of Qualitative Research: Techniques and Procedures for Developing Grounded Theory*, 2nd edition, Sage. (=2004, 操華子・森岡崇訳, 『質的研究の基礎—グラウンデッド・セオリー開発の技法と手順』第2版, 医学書院.)
- van Eeden-Moorefield, B. & Pasley, K., 2013, "Remarriage and stepfamily life," G. W. Peterson, and K. R. Bush, eds., *Handbook of Marriage and Family*, 3rd edition, 517-546.
- 余田翔平 2013 「家族構造と中学生の教育アスペレーション（2）—格差の形成メカニズム」第86回日本社会学会大会研究報告（10月12日, 慶應義塾大学）.